第二号中「する構造の」を「する」に改め、「のもの」の下に「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当するものを除く。）」を加え、同号イ(2)中「地震力によって構造耐力上主要な」を「構造耐力上主要な部分が、地震力によって当該」に、「を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全である」を「に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのない」に改める。

第三号を次のように改める。

三　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（次号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であって、次の(1)から(5)までに該当するもの

(1)　地階を除く階数が三以下であるもの

(2)　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

(3)　延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

(4)　鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

(5)　鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イに適合するもの

ロ　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの

(1)　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

(2)　地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

(3)　地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであって、第一号イからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するものにあっては、同号イ又はハ）に該当するもの

(4)　高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであって、前号イ又はロに該当するもの

(5)　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、次号イ(1)から(9)まで又は次号ロ(1)から(4)までに該当するもの

(6)　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであって、イ(1)から(5)までに該当するもの

第四号を次のように改める。

四　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの以外のもの（前号イ又はロに該当するものを除く。）

イ　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であって、次の(1)から(9)までに該当するもの

(1)　次の(i)又は(ii)に該当するもの

(i)　地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの

(ii)　地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄筋コンクリート造とし、三階部分を木造としたもの

(2)　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

(3)　延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

(4)　地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

(5)　(1)(i)に該当するもののうち地階を除く階数が三であるものにあっては、二階及び三階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「二階及び三階部分」と読み替えるものとする。

(6)　(1)(ii)に該当するものにあっては、一階及び二階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「一階及び二階部分」と読み替えるものとする。

(7)　地上部分について、各階の偏心率が令第八十二条の六第二号ロに適合することが確かめられたもの

(8)　鉄筋コンクリート造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行ったもの

(9)　木造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの

ロ　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であって、次の(1)から(4)までに該当するもの

(1)　地階を除く階数が二であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階部分を木造としたもの

(2)　イ(2)、(4)及び(7)から(9)までに該当するもの

(3)　延べ面積が三千平方メートル以内であるもの

(4)　二階部分の令第八十八条第一項に規定する地震力について、標準せん断力係数を〇・三以上（同項ただし書の区域内における木造のもの（令第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、〇・四五以上）とする計算をし、当該地震力によって令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたもの

ハ　二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1)　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

(2)　高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）のものであって、第二号イ又はロに該当するもの

(3)　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、イ(1)から(9)まで又はロ(1)から(4)までに該当するもの

第五号中「含む」の下に「。以下同じ」を、「のもの」の下に「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（デッキプレート版を用いた部分以外の部分に限る。）のいずれもが次のイからへまでのいずれかに該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「木造の建築物で」を削り、「もの」を「木造のもの」に改め、同号ロ中「組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物で」を削り、「もの」を「組積造又は補強コンクリートブロック造のもの」に改め、同号ハ中「建築物」を「もの」に、「構造の」を削り、同号ホ中「建築物」を「もの」に、「イからホまで」を「イ(1)から(5)まで」に改め、同号ヘ中「建築物」を「もの」に、「イからトまで」を「イ(1)から(9)まで又は前号ロ(1)から(4)まで」に改める。